六、株式会社棚田商店に対する件

昭和五三年（排）第九号

排除命令

北海道常呂郡留辺蘂町字仲町三六番地

株式会社　棚田商店

右代表者　代表取締役　棚田　光義

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社棚田商店は、一般消費者を対象に、昭和五二年一二月八日から一四日までを期間とし、「ビックリプレゼント市・ボーナス大セール」と称して行った懸賞によらない景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、一般消費者を対象に、懸賞によらない景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社棚田商店（以下「棚田商店」という。）は、肩書地に本店を置き、北海道北見市に北見店を設け、家庭用電気製品等の小売業を営む事業者である。

二　棚田商店は、前記北見店において、一般消費者を対象に、「ビックリプレゼント市・ボーナス大セール」と称し、昭和五二年一二月八日から一四日までを期間とし、期間中に、

(一)　容量二〇〇リットル以上の電気冷蔵庫（販売価格一三万八五〇〇円、一三万九八〇〇円及び一七万八〇〇〇円）の購入者に対し、ラジオ付きカセットレコーダー（約三万円相当）を提供すること

(二)　オーディオ製品一五万円以上の購入者に対し、電気掃除機（約一万円相当）、ヘッドホーン（約三、〇〇〇円相当）、レコード（約二、五〇〇円相当）、カセットテープ（約一、〇〇〇円相当）及びレコードクリーナー（約四〇〇円相当）の計五点（合計約一万六九〇〇円相当）を提供すること

を企画し、この企画を実施した。

三　一般消費者に対して懸賞によらないで提供することができる景品類の価額は、景品類の提供に係る取引の価額が一、〇〇〇円以上五〇万円未満の場合は、取引価額の一〇分の一までであるところ、棚田商店が前記二(一)により提供する景品類の価額及び前記二(二)により一五万円以上一六万九〇〇〇円未満の取引について提供する景品類の価額は、いずれもこの制限を超えるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、棚田商店の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五三年四月二一日

公正取引委員会

委員長　橋口　收

委員　熊田淳一郎

委員　野口一郎

委員　後藤英輔